

特定非営利活動法人日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会

平成28年度 通常総会議事録

- 1 開催日時 平成28年 6月15日(水) 午後2時00分から午後3時00分まで
- 2 開催場所 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館 22階
カルビー株式会社内 プレゼンテーションルーム
- 3 正会員総数 123名
- 4 出席者数 81名(うち表決委任者75名)

5 審議事項

- 議決事項 第1号議案 平成27年度事業報告承認の件
第2号議案 平成27年度決算承認の件
第3号議案 役員選任の件
第4号議案 定款一部変更の件

報告事項 平成28年度第1回理事会において議決された事項

- ① 平成28年度事業計画
- ② 平成28年度予算

6 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り司会者開会を宣し、本日の通常総会は上記とおり定款第26条に規定する定足数を満たし有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を議場に諮ったところ、満場一致で松本 晃氏が選任された。議長は就任の挨拶後、ただちに議案の審議に入った。

(1) 第1号議案 平成27年度事業報告承認の件

議長は、議案書に基づいて平成27年度事業報告を詳細に行い、議場に諮ったところ、慎重審議の結果、満場一致をもって承認可決された。

(2) 第2号議案 平成27年度決算承認の件

議長は、議案書に基づき、平成27年度活動計算書等決算に関する書類について詳細に説明し、続いて監事里見 進氏及び高田 和男氏が活動計算書等決算に関する書類について監査した結果、正確かつ適正であることを確認したと報告した。議場にて慎重審議の結果、平成27年度決算は満場一致をもって承認可決された。

(3) 第3号議案 役員選任の件

議長は、当法人の活動をいっそう拡充するため、理事を3名増員したいこと、及び、議案書記載の理事候補者3名の選任につき一括して賛否を諮ることを議場に諮ったところ、慎重審議の結果、満場一致をもって承認可決された。

よって議長は、本案を議場に諮ったところ、満場一致をもって次の通り理事が選任された。

理 事 小川 一弥 西村 幸 永山 治 (以上3名)

(4) 第4号議案 定款一部変更の件

議長は、議案書に基づき、次の理由により定款を一部変更したいこと、その該当条文は別紙新旧対照表の通りであることを述べ、議場に諮ったところ、逐条審議の結果、満場一致で原案のとおり可決決定した。

1. 特定非営利活動促進法の改正（平成24年4月施行）に応じて当法人の定款を見直すとともに、これに伴って一部条文番号の繰り上げが必要になるため
2. 当法人の活動の一層の強化を図るべく顧問を招聘できるようにするため
3. このたびの定款の変更履歴を記載するため

続いて議長は発言し、本定款変更は東京都知事の認証を得る必要があること、及び変更後の定款施行日は認証日となることを説明し、そのために必要な一切の手続きを、書類の軽微な変更等も含めて理事長に一任することにつき承認を求めたところ、出席者一同異議なくこれを承認した。

(5) 報告事項 平成28年度第1回理事会において議決された事項

- ① 平成28年度事業計画
- ② 平成28年度予算

議長は、平成28年度の事業計画及び予算は、平成28年5月31日（火）に開催された第1回理事会において定款第45条に定める承認議決を経ている旨を述べ、それぞれの内容について議案書に基づいて詳細な説明報告を行った。

7 議事録署名人の選任

議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、佐藤敏信氏及び野島久美子氏を選任することを全員異議なく承認し、両名ともこれを承諾した。

以上をもって、本総会の議事のすべてを終了したので、午後3時00分議長は閉会を宣した。

以上この議事録が正確であることを証する。

平成28年6月15日

特定非営利活動法人日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会

議長・理事 松本 晃 (印)

議事録署名人 佐藤 敏 信 (印)

議事録署名人 野 島 久 美 子 (印)

定款新旧対照表

新	旧
<p>(入会金及び会費の不返還) 第12条 既に納入した<u>入会金及び会費</u>は、返還しない。</p> <p>(総会の権能) 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) (現行どおり) (4) <u>事業報告及び決算</u> (5)～(8) (現行どおり)</p> <p>(総会での表決権等) 第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。 2 (現行どおり) 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項、<u>第50条</u>、<u>第51条</u>第2項及び<u>第53条</u>の規定の適用については出席したものとみなす。 4 (現行どおり)</p> <p>(構成) 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) (現行どおり) (4) 財産から生じる<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u></p> <p>(事業計画及び予算) 第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算) 第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用を講</u>じることができる。 2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p> <p>【削除】 (以下、条ずれ)</p>	<p>(抛出金品の不返還) 第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。</p> <p>(総会の権能) 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) (略) (4) 事業報告及び収支決算 (5)～(8) (略)</p> <p>(総会での表決権等) 第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。 2 (略) 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項、<u>第51条</u>、<u>第52条</u>第2項及び<u>第54条</u>の規定の適用については出席したものとみなす。 4 (略)</p> <p>(構成) 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) (略) (4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入</p> <p>(事業計画及び予算) 第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算) 第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(予備費) 第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p>

新	旧
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>2 <u>この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第9章 評議委員会及び顧問</p> <p>(顧問)</p> <p>第56条 この法人に、顧問を置くことができる。</p> <p>2 <u>顧問は、わが国の外科医療の安定的提供体制の構築と外科治療技術の発展に貢献し、人々が安心して暮らせる社会の実現のために功績が大きいと認められる個人で、当法人の目的に賛同した者の中から、理事長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>顧問のうち、とりわけ功績が顕著であると認められる者を最高顧問とする。</u></p> <p>4 <u>顧問は、この法人が行う事業に関して、理事長の諮問に答え又は理事長に対して意見を述べるほか、必要に応じて、この法人の目的を達成するための支援を行う。</u></p> <p>5 <u>顧問の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>附則</p> <p><u>この定款は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第9章 評議委員会</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>

(注) 新定款の附則には、本定款変更に係る認証年月日を記入する。

以上